

◎新潟県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 諏訪井太郎丸線
- 2 供用開始の区間  
長岡市小国町諏訪井字前田96番8から同市小国町諏訪井字倉下乙70番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日